

「国有林野の管理経営に関する基本計画」の変更について

1 管理経営基本計画の位置付け

「国有林野の管理経営に関する基本計画」（以下「管理経営基本計画」という。）は、国有林野の管理経営に関する基本方針等を明らかにするため、農林水産大臣が5年ごとに定める10年を一期とする計画。現行計画は、平成20年12月に改定。

2 管理経営基本計画変更の背景

本年6月に公布された「国有林野の公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」における国有林野事業の一般会計化や管理経営基本計画の計画事項の改正等に対応。

3 管理経営基本計画変更のポイント

国有林野は、「国民の^{もり}森林」として引き続き一体的に管理経営し、民有林施策との一体的な推進を図りつつ、次のような取組を一層計画的に実施。

① 公益重視の管理経営の一層の推進

- ・ 重視すべき機能に応じ5タイプに区分し、公益林として管理経営
- ・ 適切な管理経営を通じた地球温暖化防止や生物多様性保全への貢献
- ・ 公益的機能維持増進協定制度を活用した隣接・介在する民有林との一体的な整備・保全の推進

② 森林・林業再生への貢献

- ・ 国有林の組織・技術力・資源を活用し、林業事業体の育成、民有林と連携した施業の推進、林産物の安定供給等民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組み、我が国の森林・林業の再生へ貢献

③ 「国民の^{もり}森林」としての管理経営、地域振興への寄与等

- ・ 国民の財産である国有林野をより開かれた「国民の^{もり}森林」として管理経営
- ・ 再生可能エネルギーを利用した発電に資する国有林野の活用
- ・ 海岸防災林の再生や国有林野の活用、復興用材の供給、国有林野の除染等による東日本大震災からの復旧・復興への貢献